

【事例 5】住宅取得等資金の非課税を適用する場合

私(札幌史郎)は、自分の住宅用の家屋の新築をするために、父(札幌太郎)から現金1,500万円の贈与を受けました。家屋の種類は、省エネ等住宅(40ページ参照)であり、令和5年中に完成し居住を始めています。この贈与を受けた現金について住宅取得等資金の非課税^(注1)を適用し、「特例税率」^(注2)を適用して暦年課税により申告します^(注3)。

なお、私は、父からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。

(注) 1 特例の概要については40ページを、「チェックシート」及び「添付書類」については25ページ及び26ページの㉠-1を参照してください。

2 「特例税率」については、33ページを参照してください。

3 住宅取得等資金の非課税適用後の残額(課税価格に算入される金額)について、暦年課税ではなく、住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(40ページ参照)を適用する場合には、29ページ及び30ページの㉡-1の「チェックシート」及び「添付書類」も参照してください。

2 「特例税率」については、33ページを参照してください。

3 住宅取得等資金の非課税適用後の残額(課税価格に算入される金額)について、暦年課税ではなく、住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(40ページ参照)を適用する場合には、29ページ及び30ページの㊸-1の「チェックシート」及び「添付書類」も参照してください。

[illegible]

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

転記します。
(注)④③又は④④
が0の場合に
は「I 暦年課
税分」に記入
する必要はあ
りません。

暦年課税による贈与税額の計算方法については、33、34ページを参照してください。

令和 5 年分贈与税の申告書 (住宅取得等資金の非課税の計算明細書) 修正 F D 4 7 4 9

[illegible]

「住宅取得等資金
の非課税」の適用
を受ける場合には
□にレ印を記入し
ます。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

非課税限度額は40ページを参照してください。

種別、所在及び地番(家屋番号)又は不動産番号を記入することにより、登記事項証明書の添付を省略することができます(26ページの「添付書類一覧(A-1)」の「No.7・8・9」の①(注3)参照)。

住宅取得等資金の非課税

(注)「**合計所得金額**」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算した金額です。

① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益の通算後の金額）

② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益の通算後の金額）の2分の1の金額

ただし、繰越控除（純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など）を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

これらの事例のほか、

- ・ 住宅取得等資金の非課税と住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例を適用する場合
- ・ 農地等についての贈与税の納税猶予及び免除を適用する場合
- ・ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例を適用し暦年課税を選択する場合

に関する申告書の作成例や提出書類のチェックシートなどを国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています。